

新型インフルエンザ等対策本部運営訓練を実施します ～新興感染症への対応力向上を図ります～

千葉市では、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、新興感染症への対応力向上を図るため、新型インフルエンザ等対策本部運営訓練を実施しますので、お知らせします。

1 趣旨

千葉市では、新型インフルエンザ等の新興感染症が発生した場合、全庁的な危機管理体制を整備するため、新型インフルエンザ等対策本部または健康危機管理対策本部を設置することとしています。

このたび、新型インフルエンザが海外で発生した場合および国内で感染が拡大し緊急事態宣言が発出された場合を想定し、対策本部員会議の模擬訓練を実施することにより、各時期における各局区等の対応や会議運営手順の確認を行います。

2 訓練概要

(1) 日時

令和7年12月24日（水）14：40～15：30

(2) 場所

市役所高層棟3階 災害対策本部会議室

(3) 訓練参加者

本部長（市長）、副本部長（副市長）および各本部員（局区長等） 計約30人

(4) 主な訓練内容

ア 健康危機管理対策本部員会議（海外で新型インフルエンザが発生した想定）

- ・新型インフルエンザの発生状況および国等の対応について
- ・各局区等の取り組み状況
- ・本部長指示

イ 新型インフルエンザ等対策本部員会議（国内で緊急事態宣言が発出された想定）

上記、健康危機管理対策本部員会議と同内容。

ウ 訓練講評（市長）

3 訓練の取材について

- ・取材を希望される場合は、12月22日（月）17：00までに健康危機管理課宛てに電話（245-5202）または電子メール（kenkokikikanri.HWM@city.chiba.lg.jp）にてご連絡ください。
- ・会場では、自社腕章の着用をお願いします。

<参考>

1 健康危機管理対策本部について

市民の生命・健康への影響が大きい健康危機事案が発生した際に、千葉市健康危機管理基本指針に基づいて設置する対策本部。新型インフルエンザ等が発生した場合、国が緊急事態宣言を発出する前の時期に、状況に応じて設置します。

2 新型インフルエンザ等対策本部について

新型インフルエンザ等の感染が拡大し、国が緊急事態宣言を発出した際に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいて設置する対策本部。